

令和 8 年度 茨城県価格交渉サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、物価高の影響を受ける県内中小企業が、適切な価格転嫁を実現し、経営改善を図るために取り組む課題解決に要する経費に対して、予算の範囲内で、茨城県価格交渉サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 価格転嫁

原材料費や労務費などのコストが増加した分を、自社の商品やサービスの価格に上乗せして反映させることをいう。

(2) 伴走支援

茨城県価格転嫁促進事業の一環として、茨城県価格転嫁相談窓口及び茨城県主催の価格転嫁等に関するセミナーにおける相談会並びに企業訪問により、中小企業診断士が価格転嫁に関する相談を受け付け、それに対する助言等を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること（別表 1 参照）。
- (2) 茨城県内に主たる事業所を置く法人又は個人事業主であること。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (4) 補助金の交付申請を行う時点において、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議において定めるパートナーシップ構築宣言公表要領に基づき宣言を行い、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上で当該宣言が公表されていること。
- (5) 令和 9 年（2027 年）1 月 31 日までに中小企業診断士による伴走支援を 1 回以上受けた、または受ける見込みであること。

(補助金の不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者
- (4) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助事業、補助率及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国又は県から別途補助金の交付を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。

- 2 対象経費に補助率を乗じて得た補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる添付資料を添えて、令和8年（2026年）12月25日までに申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 「パートナーシップ構築宣言」の写し
 - (3) 誓約書（様式第3号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の

うち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（宣誓・同意事項）

第 7 条 申請者は、次の各号に掲げるすべての事項について宣誓又は同意するものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、補助金を交付しない。

- (1) 第 3 条に規定する対象者であること。
- (2) 第 4 条に規定する補助金の不交付要件に該当しないこと。
- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (5) 補助金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。
- (6) 虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、補助金の返還を行うこと。
- (7) 知事が、不正受給により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付の命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (8) 不正受給と判断された場合、事業者名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。
- (9) 補助金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
- (10) 県及び県内市町村における事業者補助施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。

（交付決定等）

第 8 条 知事は、第 6 条の規定による申請があつたときは、審査の上、その適

否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、補助金の交付をしない決定をしたときは、不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

- 2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、次に定める変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）に第6条第1号及び第4号の書類を添付の上、知事に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更は除く。
- (2) 補助事業に要する経費を変更しようとする場合。ただし、20パーセント未満の経費配分の変更及び補助金額の20パーセント未満の減額はこの限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、次に定める添付資料を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年（2027年）2月1日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 補助金の振込先口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び支払い)

- 第 13 条 知事は、前条の規定により実績報告の提出を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付すべき補助金の額が確定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により補助金を交付する。

(調査・提供)

- 第 14 条 知事は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要と認められるときは、申請者等の関係者にその報告を求めるとともに書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。
- 2 知事は、補助金の交付に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(交付決定の取り消し等)

- 第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る交付決定を取り消すことができる。
- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金を受け、又は受けようとする場合 交付決定した補助金の全額
- (2) 前号に該当しない場合であつて、補助事業者に交付されるべき補助金の額を超えて交付を受けた場合 当該交付されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 知事は、前項第 1 号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該者に補助金を交付しないものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による取り消しを行つたときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第 16 条 知事は、前条の規定による取り消しを行つたときは、期限を付して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前条第 1 項の規定による取り消しに基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずること

ができる。

- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額を、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく補助金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

- 第17条 補助事業者は、対象事業に係る費用を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類（領収書等）を整理保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
 - 3 申請者が法人であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

- 第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年（2026年）10月7日から施行する。

(別表 1) ※第 3 条関係

業種分類	要件
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記に掲げる業種を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

(別表 2) ※第 5 条関係

対象経費	補助率
価格転嫁に関連する価格交渉のサポート、経営課題の分析、販売戦略の見直しなどに係る委託料（コンサルティング料）	1 / 2 又は 2 / 3 ※ (上限 50 万円)

※ 申請時点において中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者）に該当する場合は、補助率は 2 / 3 とする。